

# 事務事業チェックシート

事務事業No 事業名  
**465** 市内環状道路整備事業（県工事負担金）（西脇山口線、北島湊線、南港山東線）

[事業基本情報]

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計	一般会計		
	款	土木費		
	項	都市計画道路費		
	目	都市計画道路総務費		
	大事業	都市計画道路総務事業		
	事項	市内環状道路整備事業（県工事負担金）		

[長期総合計画]

分野別目標	4	自然環境と都市基盤が調和した快適なまち
政策	1	道路網の整備
施策	1	基幹道路網の整備
基本方針	2	重点整備区間道路の整備

[まち・ひと・しごと創生総合戦略]

基本目標		
政策		
施策		

事業種別	継続	主な事務事業	○
事業期間	～		
事業実施の根拠法令	地方財政法第27条		
関連個別計画			
担当課・担当課長 (Tel)	道路政策課	尼岡 大芳	435-1328
関連課			

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
		○		
44の約束	インフラ整備（和歌山中央インター、市内環状道路、東西道路、南北道路）			

### 1 事業概要及び実施内容

事業概要	事業目的（「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か）	事業内容				
	西脇山口線、北島湊線及び南港山東線の整備（県事業）に係る市負担金を支出する。	県施行の都市計画事業（西脇山口線、北島湊線及び南港山東線）に係る工事費等に対する市負担金（市負担率1/6）を支出する。				
実施内容		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		西脇山口線、松島本渡線、湊神前線、北島湊線の整備に対する負担金	西脇山口線、松島本渡線、湊神前線、北島湊線の整備に対する負担金	西脇山口線、北島湊線、南港山東線の整備に対する負担金	西脇山口線、北島湊線、南港山東線の整備に対する負担金	西脇山口線、北島湊線、南港山東線の整備に対する負担金

### 2 事業コスト

		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	
事業費等 千円	事業費	143,333	200,195	176,667	176,990	180,500	136,951	171,664		171,664		
	伸び率 (%)	-	-	23.3%		2.2%		-4.9%		0.0%		
	人件費	常勤職員	608	625	625	608	608	857	857		857	
		非常勤職員										
		小計	608	625	625	608	608	857	857		857	
	国庫支出金											
	県支出金											
	市債	133,800	194,200	165,400	167,800	164,300	123,200	154,400		154,400		
	その他											
	一般財源（税等）	9,533	5,995	11,267	9,190	16,200	13,751	17,264		17,264		
	所要人数	常勤職員	0.08	0.08	0.08	0.08	0.08	0.11	0.11		0.11	
		非常勤職員										
	主な予算内訳		県施行の都市計画道路事業に係る工事費等に対する市負担金支出事務									

### 3 目標及び実績

	指標名及び達成状況	単位	全体目標値	全体目標達成度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
					年度目標値	実績値	年度別達成度	年度目標値	実績値
活動指標	県施行の都市計画事業に係る工事費等に対する市負担金支出事務								
	年度別達成度								
	年度別達成度								
成果指標	外環状道路の整備進捗率				141,666	145,000	130,500	143,332	143,332
					121,666	149,011	121,320		
	年度別達成度	85.8%	102.7%	92.9%					
	都市計画道路の整備進捗率（西脇山口線外）				1,667	31,667	50,000	28,332	28,332
					29,999	27,979	15,631		
	年度別達成度	1799.6%	88.3%	31.2%					

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要はあるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標はどの程度達成しているか		達成している(90%以上)	○	おおむね達成(70~90%未満)	達成していない(70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度	○	重要かつ高い貢献度がある		一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し	○	適正		負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	<p>都市計画法第59条で、都市計画道路などの都市計画事業は、原則として市が施行することとされており、県は市が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合に施行することとされています。本市の長期総合計画による外環状や内環状道路など都市計画道路の整備を早期に進めるために、県市で役割分担を行い実施している状況であることから、県施行の都市計画道路事業に係る負担金は現状維持が妥当と考えています。</p>
「見直し」「改善」案	